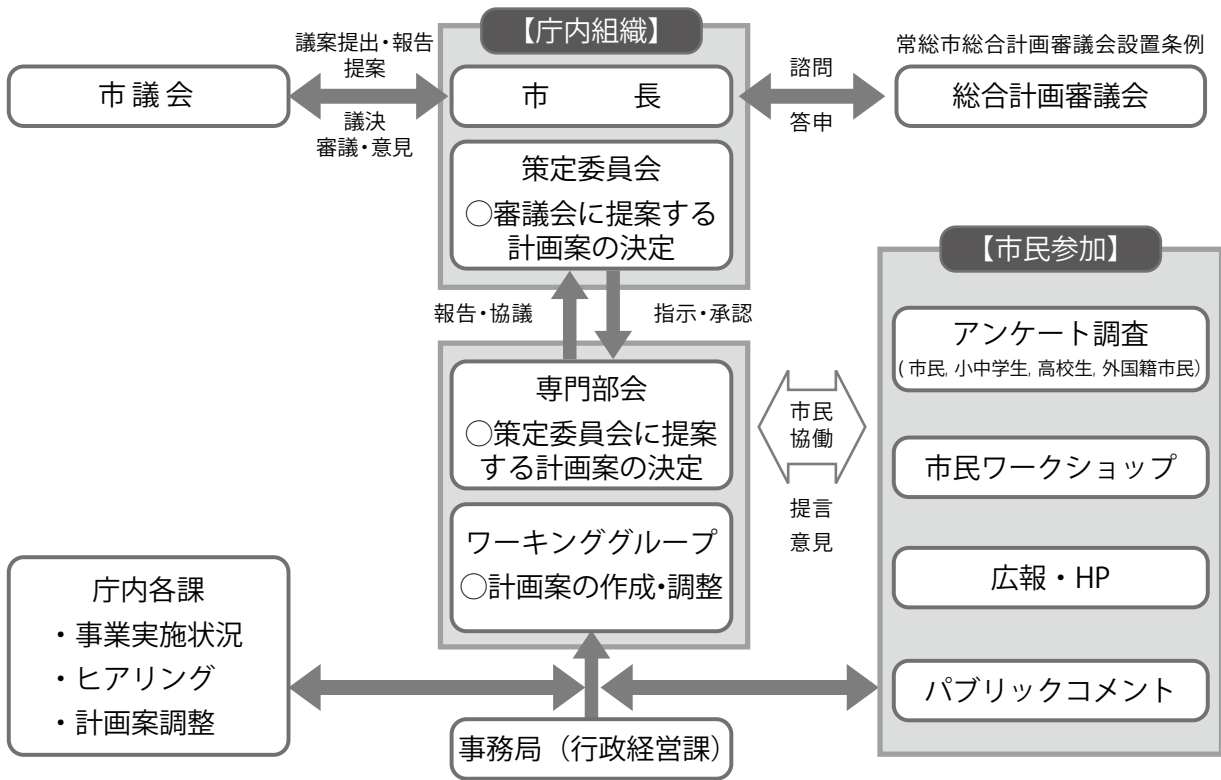




資料

1 策定体制



2 策定経過

時 期	事 項	内 容
平成 29 年 1 月 25 日	庁議	策定指針・策定体制などについて
2 月 15 日～2 月 21 日	各課ヒアリング	第 1 次総合計画後期基本計画の進捗状況及び成果の確認
5 月 9 日～5 月 22 日	市民アンケート	18 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出
5 月 17 日～5 月 26 日	市民アンケート (小・中・高) (外国籍市民)	市内小学 5 年生, 中学 2 年生, 高校 2 年生全員 18 歳以上の外国籍市民 300 人を無作為抽出
6 月 23 日	第 1 回策定委員会	総合計画策定について
6 月 30 日	第 1 回専門部会 第 1 回ワーキンググループ	総合計画策定について
7 月 5 日	第 1 回審議会	基本構想(案) 諮問, 総合計画策定について
7 月 7 日	第 2 回専門部会	基本構想(案) 検討
7 月 19 日	第 2 回策定委員会	基本構想(案) 検討
7 月 25 日	第 2 回審議会	基本構想(案) 検討
8 月 10 日	第 3 回審議会	基本構想(案) 検討
8 月 21 日～9 月 19 日	パブリックコメント	基本構想(案)
8 月 30 日	議会上程	常総市議会の議決すべき事件を定める条例(案)
8 月 30 日	議会報告	基本構想(案) 中間報告
9 月 20 日	第 1 回市民協働のまちづくり推進委員会	ワークショップ 『常総市の未来をみんなで考えよう!!』
9 月 21 日	議会議決	常総市議会の議決すべき事件を定める条例
9 月 28 日	第 2 回ワーキンググループ	前期基本計画(案) 検討
10 月 3 日	第 2 回市民協働のまちづくり推進委員会	ワークショップ 『常総市の未来をみんなで考えよう!!』
10 月 6 日	第 3 回ワーキンググループ	前期基本計画(案) 検討
10 月 13 日	第 4 回審議会	基本構想(案) 検討・答申, 前期基本計画(案) 諮問・検討
10 月 23 日	第 3 回専門部会	前期基本計画(案) 検討
11 月 1 日	庁議	基本構想(案) 決定
11 月 15 日	第 3 回策定委員会	前期基本計画(案) 検討
11 月 28 日～ 平成 30 年 1 月 19 日	表紙イラスト公募	応募条件: 市内在住, 在勤, 在学の方 テーマ『未来の常総市』
11 月 29 日	議会上程	基本構想(案)
12 月 15 日	議会議決	基本構想

3 常総市総合計画審議会設置条例

常総市総合計画審議会設置条例

昭和41年6月28日

条例第17号

改正 昭和44年9月30日条例第23号

平成12年6月26日条例第32号

平成15年6月19日条例第14号

平成17年12月28日条例第41号

平成23年6月17日条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、市長の諮問に応じ、市の総合計画及び広域行政の実施に関し必要な調査及び審議を行うため、常総市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 市職員
- (5) 公共的団体等の役員又は職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を、あらかじめ委員に通知しなければならない。

第6条 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(水海道市新市建設審議会設置条例の廃止)

2 水海道市新市建設審議会設置条例（昭和32年水海道市条例第2号）は、廃止する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

3 石下町の編入の日前に、現に第2条第2項の規定により任命されている委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（昭和44年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第32号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第41号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 常総市総合計画審議会委員名簿

(順不同)

議席No.	氏名	備考
1	水野 昇	市議会の議員
2	岡野 一男	市議会の議員
3	倉持 守	市議会の議員
4	入江 昭三郎	教育委員会の委員
5	倉持 創一	農業委員会の委員 ※平成29年7月30日まで
	倉金 一廣	農業委員会の委員 ※平成29年7月31日から
6	藤島 忠夫	市職員
7	塚本 治男	公共団体等の役員及び職員
8	生井 邦彦	公共団体等の役員及び職員
9	中山 美代子	公共団体等の役員及び職員
10	寺田 富次郎	公共団体等の役員及び職員
11	篠崎 孝之	公共団体等の役員及び職員
12	海老原 和子	学識経験を有する者
13	五木田 裕一	学識経験を有する者
14	坂入 健	学識経験を有する者
15	長岡 徳樹	学識経験を有する者
16	沼尻 保	学識経験を有する者
17	尾上 孝俊	学識経験を有する者
18	滝田 美井子	学識経験を有する者

5 諮問書・答申書

平成29年諮問第1号

常総市総合計画審議会
会長 倉持 守 殿

常総市総合計画審議会設置条例第1条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮問事項

じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）基本構想（案）について

平成29年7月5日

常総市長 神達 岳志

平成29年10月13日

常総市長 神達 岳志 殿

常総市総合計画審議会
会長 倉持 守

じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）基本構想（案）について（答申）

平成29年7月5日付、平成29年諮問第1号で諮問された、じょうそう未来創生プラン（常総市総合計画）基本構想（案）については、慎重審議の結果下記のとおり答申いたします。

記

1. 人口減少対策は本市にとって喫緊の課題であることから、全庁的な取り組み体制を構築し総合的に施策を推進することを求めます。
2. 超高齢社会の到来などによる社会保障費の増大は財政運営上大きな課題となっていることから、医療や介護に関する財政負担の軽減を図るための施策を積極的に推進することを求めます。
3. 本市は東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨による災害を経験したことから、その経験と教訓を活かした震災対策や水害対策の充実に取り組むことを求めます。
4. 土地利用の推進についてはこれまでのあり方を尊重しつつ、新しい時代に対応した土地利用の具体的な取り組みや施策の検討を始めることを求めます。
5. まちづくりは、市民協働が欠かせない視点となることから、今後の行政計画の策定と推進にあたっては、市民協働を主として取り組むことを求めます。




6 用語解説

初出ページ	用語	説明
21	コンパクトシティ	住まいや、職場、学校、病院などの様々な都市機能を、都市の中心部に集めることで、市街地の活性化や行政コストの削減を図るとともに、住民の利便性を向上させようとする形態、または考え方。
22	ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気及び電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工及び伝送する技術のことで、IT とほぼ同義として用いられる。なお、IT をコンピューターやデジタル通信などの原理的な側面など情報技術そのもの、ICT を社会や生活への情報技術の適用や応用、といったニュアンスで区別する場合もある。
22	IT	Information Technology の略。情報を取得、加工、保存及び伝送するための科学技術。特に、電気、電子、磁気及び電磁波などの物理現象や法則を応用したコンピューターなどの機械や器具及びその内部で作動するソフトウェアを用いて情報を扱う技術のこと。ICT とほぼ同義として用いられる。なお、IT をコンピューターやデジタル通信などの原理的な側面など情報技術そのもの、ICT を社会や生活への情報技術の適用や応用、といったニュアンスで区別する場合もある。
22	情報リテラシー	情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱ううえで必要となる基本的な知識や能力のこと。
22	シンクグローバリー・アクトローカリー	Think Globally, Act Locally。「地球規模で考え、地域で行動しよう」という意味で、環境問題への取り組みとして語られている言葉。
22	3R運動	Reduce(発生を抑制する), Reuse(再使用する), Recycle(再資源化する)の3つの英語の各頭文字を表しており、ごみの減量化と循環型社会を目指した運動。
39	SNS	Social Networking Service の略で、参加するユーザーが互いに自分の友人・趣味などを公開しあったりしながら、交友関係を構築する Web サービスで、ツイッター(Twitter)、フェイスブック(Facebook)などの総称。
43	フィルムコミッション	映像制作者からロケに関する相談に応じて撮影をサポートし、地域活性化・文化振興・観光振興を図る。

初出 ページ	用語	説明
43	着地型観光	旅行者を受け入れる地域（着地）側が、その地域の持つ歴史や文化、自然などの観光資源をいかして付加価値の高い体験型・交流型の観光商品を企画し、旅行者の呼び込みを図る。
44	PPP/PFI	PPP（Public Private Partnership）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみ（公民連携）。PFI（Private Finance Initiative）は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うもので、PPPの代表的な手法のひとつ。

じょうそう未来創生プラン

みんなで作る しあわせのまち じょうそう
～あの人がいるから  このまちがすき～

平成 30 年 3 月

常総市 総務部 行政経営課

〒 303 - 8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

Tel 0297 - 23 - 2111 (代表)

